

令和5年12月12日

久留米市農業委員会総会議事録

久留米市農業委員会

令和5年12月12日、午前9時30分久留米市職員会館メルクス3階 会議室に招集する。

付議事項は、別紙久留米市農業委員会総会議案のとおりである。

出席委員は、次のとおりである。

1番	今村 東 委員
2番	内田すなを 委員
3番	大石 敏裕 委員
4番	甲斐サエ子 委員
5番	柿本 正信 委員
6番	川津 富夫 委員
7番	古賀 喜治 委員
8番	後藤マス子 委員
11番	末次 龍夫 委員
12番	高田 光秀 委員
13番	田川 政文 委員
15番	轟 香代子 委員
16番	中園 正彦 委員
18番	中山 健治 委員
19番	林田 高夫 委員
20番	日比生和雄 委員
21番	福島 哲憲 委員
22番	保坂 泰生 委員
23番	松隈 康吉 委員
24番	本山 龍一 委員

欠席委員は次のとおりである。

清水 邦宏 委員 白水 貴 委員 田中 文 委員
中村 裕 委員

事務局の出席者は4名である。

- 事務局** 12月総会の開催に当たり、報告いたします。
本日は、現委員数24名中20名の出席がっておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会は成立しております。
それでは会長、よろしく申し上げます。
- 議長** 皆さん、おはようございます。ただいまより、12月の農業委員会総会を開催いたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。
- 事務局** 1ページをお願いいたします。
第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請について。
農地の所有権移転、賃借権設定の許可申請書が提出されたので付議いたします。
所有権移転、東部地域、1番から3ページ11番までの11件です。
4ページをお願いいたします。
西部地域、12番から7ページ24番までの13件です。
8ページをお願いいたします。
賃借権設定、西部地域、25番1件です。
以上、1番から25番までの各申請案件につきましては、農地法第3条第2項各号の審査基準について審査会において説明を行いましたが、不許可相当に該当しない申請であり、審査基準に適合していることを報告いたします。
以上で説明を終わります。
- 議長** 事務局からの説明が終わりました。なお、本議案の審議番号11番及び25番は、新規就農者の取得案件であり、また、審議番号1番及び23番は、農地新規取得の案件でありますので、聞き取り調査の結果について、担当委員より報告をお願いいたします。それでは報告をお願いいたします。
- 委員** 審議番号1番の案件につきまして、11月30日に申請人****氏と私、**農業委員、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。
申請人の****氏は、今回、大橋町常持の農地を売買にて取得し、農業を始める

予定です。申請人の年齢は50歳です。農作業は申請人本人が行うとのことです。営農計画は、栗を作付けする計画となっております。**氏は、伊万里市で農業経験があり、玉ねぎ栽培をされているとのことです。就農後の相談相手は、近隣農家とのことで、自家消費用の栗を収穫していきたいとのことでした。農機具につきましては、草刈り機を借用予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリングの結果について、12月1日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上、ヒアリング結果について報告を終わります。

委員 審議番号11の案件につきまして、11月26日に申請人****氏と私、**農業委員、**推進委員、北野事務所職員にてヒアリングを実施いたしましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、北野町千代島の農地を売買にて取得し、農業を始める予定です。申請者の年齢は39歳です。農作業は、申請人本人が行うとのことです。営農計画は、ハウレンソウを作付けする計画となっております。**氏は、***で1年5か月農業の研修を受けているとのことです。就農後の相談相手は、近隣農家とのことでした。農機具については、耕うん機、トラクター、軽トラックを借用予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えております。また、ヒアリング結果について、12月1日の東部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリングの結果について報告を終わります。

委員 審議番号23番の案件につきまして、11月20日に申請人****氏と私、**農業委員と**推進委員、城島事務所職員においてヒアリングを実施いたしましたので、報告いたします。申請人の****氏は、現在、城島町下田在住の年齢が82歳の方であり、今回、下田の居宅隣の農地を親族からの贈与にて取得し、妻、息子夫婦と共同で農業を始められる予定でございます。営農計画は、603m²を取得し、野菜等の作付けを計画されております。農業経験ですが、ご本人は新規就農者ではありませんが、過去、本市で農業を5反程度、30歳まで手伝いをされております。58歳以降は野菜等を作付けされています。農業歴は50年となります。農機具につきまして

は、耕うん機1台、軽トラック、草刈機を保有されております。自家消費及び近隣への配布を予定されています。

ヒアリングをしました結果、本人のやる気も見受けられ、農地の継続利用や管理が見込めるものと考えられます。また、このヒアリング結果につきましては、12月4日の西部審査会で報告を行い、問題はないと判断されております。以上、審議番号23番について報告を終わります。

事務局 **委員さんが本日欠席されていますので、事務局のほうからヒアリング報告をさせていただきます。

審議番号25番の案件につきまして、11月30日に申請人 ****氏と、**農業委員、**推進委員、事務局職員においてヒアリングを実施しましたので報告いたします。

申請人の****氏は、今回、東合川9丁目の農地を賃借し、農業を始める予定です。申請人の年齢は21歳です。農作業は申請人本人とその弟が行うとのことです。営農計画は、キュウリ、小松菜を作付けする計画となっております。**氏は近隣農家で野菜の栽培等を経験されているとのことです。就農後の相談相手は、親及び近隣農家とのことでした。農機具については、トラクターを所有しており、耕うん機、軽トラックを借用予定です。

ヒアリングをした結果、やる気も見受けられ、今後の活躍も見込めるものと考えられます。また、ヒアリング結果について、12月4日の西部審査会へ報告を行い、問題はないと判断されております。

以上で、ヒアリング結果について報告を終わります。

議長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただ今から質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議長 質疑がないようですので、これにて質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第1号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第1号議案は可決されました。
続きまして、第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 9ページをお願いいたします。第2号議案、農地法第4条の規定による許可申請について。
農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。
東部地域1番の1件です。
1番、申請地、田主丸町殖木、畑、33m²、申請理由、申請地を自己用住宅の敷地として拡張するものです。
西部地域2番、3番の2件です。
2番、申請地、藤光町、田、2,077m²、申請理由、申請地に盛土を行い、田として利用するもの（農地改良行為）です。
3番、申請地、三潯町玉満、田、152m²、申請理由、申請地を鯉の養殖用プールとして利用するものです。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。
それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いいたします。

委 員 東部審査会について報告いたします。
審議番号1番、地図ナンバーは1番です。転用目的は、自己用住宅の敷地を拡張するものです。申請地は、田主丸小学校から東へ約1km、船越小学校から西へ約900mのところの位置します。農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。
雨水排水につきましては、自然流下及び溜枡を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、北側の水路へ排水します。切土・盛土はなく整地のみで、被害防除につきましては、既設のコンク

リートブロック及びコンクリートブロック 2 段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

以上 1 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほどをよろしくをお願いいたします。

委 員 続きまして、西部審査会から報告します。

審議番号 2 番、地図ナンバーは 2 番です。転用目的は、農地改良行為に伴う一時転用です。一時転用期間は、許可後から令和 6 年 5 月 31 日の予定で、改良後は米を作付けする計画となっています。申請地は、荒木中学校から東へ約 380m、青い鳥保育園から西へ約 1.9km のところに位置します。農地区分については、おおむね 10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第 2 種農地と判断しています。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。高いところで 1 m40cm ほど盛土を行い、東側の田んぼと高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工により土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号 3 番、地図ナンバーは 3 番です。転用目的は、鯉の養殖用プールとして利用するものですが、既に設置されておりましたので、始末書付きの申請となっております。申請地は、三瀨中学校から北へ約 180m、西鉄三瀨駅から西へ約 360m のところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第 3 種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、プール内の浄化装置から溜枡を経由して、西側に埋設された排水パイプにつなぎ、南側の道路側溝へ排水します。切土及び盛土はなく、整地のみで周囲との高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリート擁壁 1.5m を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これらの全ての申請案件につきまして、排水承諾等、添付書類を確認しております。以上 2 件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、質疑を終了し、ただいまから採決をいたします。第2号議案に賛成の方は、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第2号議案は可決されました。続きまして、第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

事 務 局 10ページお願いいたします。

第3号議案、農地法第5条の規定による許可申請について。

農地転用許可申請書が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から11ページ6番までの6件です。

1番、申請地、善導寺町木塚、畑、743m²。申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

2番、申請地、太郎原町、畑、196m²。申請理由、申請地を取得して、露天駐車場として利用するものです。

3番、申請地、田主丸町船越、畑、338m²。申請理由、申請地を取得して、貸露天資材置場として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

11ページお願いいたします。

4番、申請地、田主丸町益生田、田、2筆、計1,533m²。申請理由、申請地を取得して、建売住宅（7戸）を建築するものです。

5番、申請地、北野町千代島、田、2筆、計308m²。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

6番、申請地、北野町塚島、畑、田、7筆、計1,620m²。申請理由、申請地を取

得して、宅地分譲（18区画）として利用するものです。

12ページお願いいたします。

西部地域、7番から14ページ、14番までの8件です。

7番、申請地、荒木町荒木、畑、118m²。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、特別の立地条件を必要とする事業に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

8番、申請地、荒木町藤田、田、275m²。申請理由、申請地を取得して、露天資材置場の敷地を拡張するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

9番、申請地、大善寺町宮本、田、3筆、計2,139m²。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。

13ページお願いいたします。

10番、申請地、大善寺町宮本、田、200m²。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

11番、申請地、安武町住吉、田、2筆、計209m²。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

12番、申請地、三潴町壱町原、田、3筆、計743m²。申請理由、申請地を取得して、特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するものです。農地区分は第1種農地ですが、地域農業の振興に資する施設に供するものとして、不許可の例外規定を適用しております。

14ページをお願いいたします。

13番、申請地、三潴町西牟田、畑、205m²。申請理由、申請地を取得して、自己用住宅を建築するものです。

14番、申請地、三潴町西牟田、畑、655m²。申請理由、申請地を借り受けて、露天資材置場として利用するものです。

以上で説明を終わります。

議長 事務局からの説明が終わりましたので、審査会からの審査結果報告を受けたいと思います。

それでは、東部審査会、西部審査会の順番で報告をお願いします。

委員 東部審査会について報告します。

審議番号1番、地図ナンバーは4番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。転用事業者は、貨物自動車運送業及び産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。申請地は、善導寺小学校から南西へ約1km、屏水中学校から北西へ約1.2kmのところに位置します。農地区分については、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの医療施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で北側及び南側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既存のコンクリートブロック2段から3段により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号2番、地図ナンバーは5番です。転用目的は、露天駐車場として利用するものです。転用事業者は石材業を営んでおります。申請地は、善導寺小学校から西へ約2.2km、山川小学校から北東へ1.5kmのところに位置します。農地区分については、農用地区域内農地以外であって、甲種農地、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で西側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。高いところで50cmほど盛土をして、周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、L字溝を設置することにより、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号3番、地図ナンバーは6番です。転用目的は、貸露天資材置場として利用するものです。転用事業者が営んでおります土木建設会社に貸す計画です。申請地は、船越小学校から東へ約600m、JR田主丸駅から北東へ約3.1kmのところに位置します。農地区分については、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地に該当しますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生しません。約20cmの盛土をして東側の道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号4番、地図ナンバーは7番です。転用目的は、建売住宅

(7戸)を建築するものです。申請地は、JR田主丸駅から南へ約600m、水縄小学校から北西へ約950mのところに位置します。農地区分については、東側の道路に面していない農地につきましては、JR田主丸駅からおおむね500m以内の区域内にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。西側の道路に面した農地につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの医療施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を經由して、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管に接続します。30cmから90cmほど盛土をして、西側の道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック2段ないし4段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号5番、地図ナンバーは8番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、西鉄北野駅から南東へ約400m、北野中学校から南西へ約1kmのところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜枡を經由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、北側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。切土・盛土はなく、整地のみで周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、既設のコンクリートブロック2段ないし5段により、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

続きまして、審議番号6番、地図ナンバーは9番です。転用目的は、宅地分譲(18区画)として利用するものです。申請地は、北野中学校から東へ約700m、大城小学校から西へ約350mのところに位置します。農地区分については、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、新設する道路側溝を經由して、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。約20cmから1m切土と盛土をして、西側の道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、L型擁壁1.6m及びコンクリートフロップ2段ないし5段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画となっています。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上6件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書

類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

委員 西部審査会について報告します。

審議番号7番、地図番号は10番です。転用目的は、露天資材置場の敷地を拡張するものです。申請者の業種は、建設業です。申請地は、荒木中学校から南へ290m、JR西牟田駅から北東へ約1.8kmのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が特別の立地条件を必要とする事業に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。切土及び盛土はなく、整地のみで周囲との高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック2段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号8番、地図ナンバーは11番です。転用目的は露天資材置場の敷地を拡張するものです。申請者は、産業廃棄物収集運搬業を営んでおります。申請地は、荒木中学校から南東へ約1km、青い鳥保育園から南西へ約2kmのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。高いところで約95cm盛土を行い、周囲と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック7段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号9番、地図ナンバーは12番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（8区画）として利用するものです。申請地は、筑邦西中学校から北東へ約400m、西鉄安武駅から南西へ約590mのところに位置します。農地区分につきましては、東側の道路に面していない2筆につきましては、おおむね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地で、市街化区域に近接しておりますので、第2種農地と判断しております。東側の道路に面した1筆につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの医療施設がある

農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由し、新設する道路側溝から西側の水路及び東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。高いところで約60cm盛土を行い、南側の道路より高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロックを2段ないし4段設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号10番、地図ナンバーは13番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、筑邦西中学校から北東へ約480m、西鉄安武駅から南西へ約500mのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの医療施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、北側の水路へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、東側の道路に埋設されている市下水道管へ接続します。高いところで約30cm盛土を行い、南側の道路より高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロックを2段ないし5段設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号11番、地図ナンバーは14番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は、筑邦西中学校から北西へ約650m、住吉保育園から北東へ約360mのところに位置します。農地区分につきましては、上下水道管が埋設された道路の沿道の区域であって、500m以内に2つの教育施設または医療施設がある農地でありますので、第3種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、北側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、南側道路に埋設されている市下水道管へ接続します。高いところで約40cm盛土を行い、南側の道路よりも高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック2段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号12番、地図ナンバーは15番です。転用目的は、特定建築条件付売買予定地（4区画）として利用するものです。申請地は、犬塚小学校から西へ約1km、城島すみれ幼稚園から南東へ約1.4kmのところに位置します。農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地でありますので、第1種農地に該当いたしますが、転用目的が地域の農業の振興に資する施設に供するものですので、不許可の例外規定に該当するものと判断してお

ります。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して新設する道路側溝から、西側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、西側の道路に埋設された市下水道管へ接続します。高いところで約1 m盛土を行い、西側の道路よりも高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロック2段ないし5段を設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号13番、地図ナンバーは16番です。転用目的は、自己用住宅を建築するものです。申請地は西牟田小学校から北西へ約280m、西鉄三瀧駅から南東へ約1.9kmのところに位置します。農地区分につきましては、都市計画法に規定する用途地域内にある農地ですので、第3種農地に該当いたします。

雨水排水につきましては、溜枡を経由して、東側の道路側溝へ排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して、東側の道路側溝へ排水します。高いところで約50cm盛土を行い、東側の道路より高くする計画です。被害防除につきましては、コンクリートブロックを2段ないし3段設置して、土砂の流出を防ぐ計画です。

続きまして、審議番号14番、地図ナンバーは17番です。転用目的は、露天資材置場として利用するものです。申請者の業種は、建設解体工事業です。申請地は、JR西牟田駅から北西へ約420m、西牟田保育園から北東へ約1.1kmのところに位置します。農地区分につきましては、JR西牟田駅からおおむね500m以内の区域にある農地でありますので、第2種農地と判断しております。

雨水排水につきましては、自然流下で排水されます。汚水・生活雑排水につきましては、発生いたしません。高いところで約3 m40cm盛土を行い、西側の道路と高さを合わせる計画です。被害防除につきましては、法面施工により、土砂の流出を防ぐ計画です。法面は安定勾配とされる30度にて施工される計画です。

これら全ての申請案件について、排水承諾等、添付書類を確認しております。

以上、8件につきまして、担当地区の農業委員及び推進委員の現地審査を踏まえ、書類審査を行いました。問題がないものと判断しております。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。報告が終わりましたので、ただいまより質疑に入りたいと思います。質疑のある方は挙手を願います。

「なしの声」

議 長 質疑が無いようですので、これにて質疑を終了し、ただいまより採決をいたします。
第3号議案につきまして、賛成の方、挙手をお願いします。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第3号議案は可決されました。
続きまして、第4号議案、非農地証明についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 15ページをお願いいたします。

第4号議案、非農地証明について。

非農地証明願が提出されたので付議いたします。

東部地域、1番から3番までの3件です。

1番、申請地、草野町草野、畑、2筆、計4,321m²。現況、山林。証明理由、集団性のある優良農地内の農地ではなく、かつ、非農地化後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは18番です。

2番、申請地、田主丸町竹野、畑、5,047m²。現況、山林。証明理由、自然災害等で農地として原状回復が著しく困難な土地であると認められるものです。地図ナンバーは19番です。

3番、申請地、田主丸町殖木、畑、95m²。現況、宅地。申請理由、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築後20年以上経過しているものです。地図ナンバーは20番です。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方は挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑が無いようでございますので、これにて質疑を終了し、ただいまより採決をい

たします。

第4号議案につきまして、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第4号議案は可決されました。
続きまして、第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 16ページをお願いいたします。
第5号議案、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請について、農地移動適正化あっせん事業のあっせん譲受等候補者名簿への登録申請書が提出されたので付議いたします。
審議番号1番から3番までの3件です。
1番、申請人、八女郡広川町、株式会社 ****、経営面積13万8,644.63m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
2番、申請人、太郎原町、****、経営面積6万6,085m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
3番、申請人、城島町江上本、****、経営面積6万7,656.07m²、農用地利用集積計画に従い、利用すると認められます。
以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。質疑のある方、挙手を願います。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑がないようでございますので、ただいまより採決をいたします。
第5号議案について、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第5号議案は可決されました。
続きまして、第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定についてを議題といたします。
事務局の説明を求めます。

事 務 局 17ページをお願いいたします。
第6号議案、久留米市農用地利用集積等促進計画の決定について。
農業経営基盤強化促進法に基づき、久留米市長より久留米市農用地利用集積等促進計画の決定を求められたので付議いたします。
第1区、1番から18ページの6番までの6件です。
1番、所在地、荒木町荒木、田、2筆、計4,256m²、推進機構からの買い入れとなります。
2番、所在地、荒木町荒木及び荒木町今、田、3筆、計2,975m²、推進機構からの買い入れとなります。
3番、所在地、荒木町藤田、田、3,057m²、推進機構への売り渡しとなります。
4番、所在地、大橋町合楽、田、2筆、計2,272m²、推進機構からの買い入れとなります。
5番、所在地、太郎原町、田、2,659m²、推進機構への売り渡しとなります。
18ページをお願いいたします。
6番、所在地、宮ノ陣町八丁島、田、2,206m²、推進機構からの買い入れとなります。
第2区、7番、8番の2件です。
7番、所在地、田主丸町地徳、田、4筆、計1,878m²、推進機構からの買い入れとなります。
8番、所在地、田主丸町牧、田、738m²、推進機構への売り渡しとなります。
第3区、9番から19ページの12番までの4件です。
9番、所在地、北野町石崎、田、2筆、計1,158m²、推進機構への売り渡しとなります。
10番、所在地、北野町金島、田、4,471m²、推進機構からの買い入れとなります。
11番、所在地、北野町金島、田、2筆、計4,846m²、推進機構からの買い入れとなります。

19ページをお願いいたします。

12番、所在地、北野町中川、田、736m²、推進機構からの買い入れとなります。

第4区、13番、14番の2件です。

13番、所在地、城島町江上本、田、2筆、計5,590m²、推進機構への売り渡しとなります。

14番、所在地、城島町西青木、田、2,973m²、推進機構からの買い入れとなります。

以上、審議番号1番から14番までの案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりましたので、ただいまから質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。質疑ございませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 質疑が無いようでございますので、ただいまから採決をいたします。
第6号議案につきまして、賛成の方、挙手を願います。

全 員 挙 手

議 長 ありがとうございます。全員挙手により、第6号議案は可決されました。よって、久留米市長宛てに通知いたします。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の受理の専決について。

報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の受理の専決について。

報告第3号、農地法第18条第6項の規定による通知について。

報告第4号、農地法第3条の規定による許可の取消願について。

事務局の説明を省略をいたします。

ただいまから質疑に入りますが、質疑のある方、挙手をお願いいたします。

「なしの声」

議 長 質疑ないようでございますので、これにて質疑を終了します。よって、報告第1号から報告第4号までの報告事項を終わります。

次に、お諮りをいたします。本総会におきまして、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その処理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんでしょうか。

「なしの声」

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議決されました案件で条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定をいたしました。

ただいまから、議事録署名委員を指名いたします。久留米市農業委員会会議規則第10条第2項の規定により、6番、川津富夫委員、18番、中山健治委員をお願いいたします。

以上をもちまして、久留米市農業委員会総会を閉会いたします。